

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2025年4月22日付第529号

モスクワ

2022年12月7日付ロシア連邦政府決定第2240号の改正について

ロシア連邦政府は以下を **決定する**：

1. 2022年12月7日付ロシア連邦政府決定第2240号「ロシア連邦の経済的利益を阻害する措置を講じている国家および地域を原産地とする特定の商品に対する輸入関税率の承認について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 50、掲載番号8941；2023、No. 31、掲載番号6050；2024、No. 17、掲載番号2352；No. 30、掲載番号4390；No. 32、掲載番号4863；No. 51、掲載番号8047）に加えられる、ここに添付する変更を承認する。
2. 本決定はそれが公布された日から7日が経過した時点で発効する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

2022年12月7日付ロシア連邦政府決定第2240号に加えられる

変更

1. 前文を以下の文言に変更する：

「2022年3月8日付ロシア連邦大統領令第100号「ロシア連邦の安全保障のための、対外経済活動分野における特別経済措置適用について」第1項「c」号を履行するうえで、ロシア連邦政府は以下を定める：」。

2. 第1項の2において：

a) 第1段落の「第2段落」という文言を「第2および第3段落」という文言に差し替える；

b) 第2段落のあとに以下を内容とする段落を追加する：

「本決定によってその輸入関税率が承認される、かつて自由貿易の通関手続きに付されていた商品についての保税倉庫通関手続きが、そうした商品を国内消費向け引渡しのための通関手続きに付すことによって完了する場合、そうした商品の原産地は決定によって定められた商品原産地判定基準にしたがって決められ、決定にしたがって商品原産地申告によって確認される。」。

3. 上記政府決定によって承認された、ユーラシア経済同盟統一関税率とは異なる、ロシア連邦の経済的利益を阻害する措置を講じている国家および地域を原産地とする特定の商品に対する輸入関税率において：

a) ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3303 00 100 0、3303 00 900 0、3304 10 000 0に分類される項目を以下の版に変更する：

「3303 00 100 0	香水類	35	ハンガリー、スロバキア、韓国およびフランスを除く非友好的国家 ²	2025年12月31日まで (同日を含む)
		20	フランス	
3303 00 900 0	オードトワレ	35	ハンガリー、スロバキア、韓国およびフランスを除く非友好的国家 ²	2025年12月31日まで (同日を含む)
		20	フランス	
3304 10 000 0	唇のメーキャップ用の調整品	35	ハンガリー、スロバキア、イタリアおよび韓国を除く非友好的国家 ²	2025年12月31日まで (同日を含む)」；

b) ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3304 20 000 0に分類される項目のあとに、以下を内容とする項目を追加する：

「3304 91 000 0	パウダー（固形にしたものを含む）	35	ハンガリー、スロバキア、イタリア、フランスおよび韓国を除く非友好的国家 ²	2025年12月31日まで（同日を含む）」；
----------------	------------------	----	--	------------------------

c) ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3304 99 000 0に分類される項目を以下の版に変更する：

「3304 99 000 0	皮膚の手入れ用の化粧用調整品、その他のもの	35	ハンガリー、スロバキアおよび韓国を除く非友好的国家 ²	2025年12月31日まで（同日を含む）」；
----------------	-----------------------	----	--	------------------------

d) ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3305 90 000 9に分類される項目を以下の版に変更する：

「3305 90 000 9	頭髮用の調整品、その他のもの	35	ハンガリー、スロバキア、韓国およびフランス除く非友好的国家 ²	2025年12月31日まで（同日を含む）」；
----------------	----------------	----	--	------------------------

20	フランス
----	------